



長野県報

9月29日(木)
令和4年
(2022年)
第343号

目次

告示

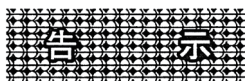
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課).....	2
解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	3
旧過疎地域自立促進特別措置法に基づく市町村道の改築工事の完了(道路管理課).....	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	4
長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会).....	4

公告

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業政策課).....	5
県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧(農地整備課).....	6
県営緊急防災工事計画の策定及び縦覧(農地整備課).....	6
土地改良事業計画の変更の認可(農地整備課).....	6
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課).....	7
特定調達契約に係る一般競争入札(教育政策課).....	7
道路交通法に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習の実施(交通指導課).....	9
特定調達契約に係る落札者の決定(産業技術課).....	10

訓令

長野県立学校職員服務規程の一部改正(高校教育課・特別支援教育課).....	11
---------------------------------------	----



長野県告示第502号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和4年9月29日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上田市真田町長字岩谷2877のハ、2878のロ、2880の1、2880のロ、2881のへ、2883、2884、2885のイ、2889のロ、2890のイ、2890のハ、2891のロ、2892の2、2895、2897の1、2897の2、2899の1、2899のイ、字角間2900の2、2900の3、2900の7、2900の8

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第503号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年9月29日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上伊那郡箕輪町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第504号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年9月29日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡天龍村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第505号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年9月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡木祖村（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第506号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和4年9月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南佐久郡川上村大字大深山1312の2、1312の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第507号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律19号）附則第4条第2項の規定によりなお効力を有するとされる旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により長野県が実施した市町村道の改築工事は、次のとおり完了しました。

令和4年9月29日

長野県知事 阿部 守一

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の日
上村1号線	飯田市上村16番の1地先から 飯田市上村12番の2地先まで	道路改良	令和4年3月14日

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年10月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年9月29日

長野県松本建設事務所長 藤本 濟

- 道路の種類 県道
- 路線名 町村白川村井停車場線
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
松本市大字村井町4丁目3番の18地先から 松本市大字村井町2丁目21番の45地先まで	旧	m 10.5 ~ 18.9	km 0.1480
同 上	新	14.0 ~ 19.0	0.1480

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和4年10月19日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年9月29日

長野県松本建設事務所長 藤本 濟

- 路線名 町村白川村井停車場線
- 供用を開始する区間
松本市大字村井町4丁目3番の18地先から
松本市大字村井町2丁目21番の45地先まで
- 供用を開始する期日 令和4年9月29日

道路管理課

選告示第75号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

令和4年9月29日

長野県選挙管理委員会委員長 北島 靖生

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中

「特別養護老人ホームりんどう苑 茅野市豊平1907番地1」を
「特別養護老人ホームりんどう苑 茅野市豊平1907番地1
ウィズ茅野 茅野市宮川11005」に改める。

選挙管理委員会